

杉並区更生保護女性会規約

(名称)

第1条 名称
本会は、杉並区更生保護女性会と称する。

(事務所)

第2条 事務所
本会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 目的
本会は、女性の立場から更生保護事業に協力援助し、犯罪防止と健全な社会人の育成活動に協力する事を目的とする。

(会員の資格)

第4条 会員
本会は、杉並区内居住者で第3条の目的に賛同する女性をもって組織する。

(事業)

第5条 事業
本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 青少年健全育成に対する啓発運動。
2 更生保護の充実強化のための協力援助。
3 杉並区保護司会、各種関係団体及び、東京更生保護女性連盟と連携。
4 その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

(役員及び理事)

第6条 役員と理事
本会に次の役員と理事を置く。
会長 1名 副会長 3名 監査 2名 理事 若干名

第7条 役員を選出・任期
会長・副会長・監査は、理事会において選出し、總會の承認を得るものとする。
会長・監査の任期は1期2年とし、2期を限度とする。
副会長の任期は、3期を限度とする。
理事は、会員より選出し理事会で承認を得るものとする。1期2年とするが、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事
会長は、会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
会計は、会の経理事務を担当、処理する。
監査は、会計を監査する。
理事は、理事会を構成し本会の事業計画及び、その他重要な事項について

決定する。その他、地域における会員との意志の疎通を図るとともに、会員増強に努める。

(相談役)

第9条 相談役

本会に、相談役を置くことができる。理事会で推薦し総会で承認を得る。

(各部の構成)

第10条 部

本会は、第5条の事業を行うために次の部を置く。

1 総務部 2 会計部 3 研修部 4 広報部 5 活動部

各部は、部長、副部長、部員若干名をもって構成し、必要に応じて部会を開き活動をすすめる。

(会議)

第11条 会議

本会は、定時総会、臨時総会、正副会長会、常任理事会、理事会を開く。

会議はすべて会長が招集し、その議事を整理する。

議事は出席者過半数の同意によって決定する。

第12条 総会

本会は、定時総会を年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する事ができる。

第13条 常任理事会

会長・副会長・各部長をもって構成し、必要に応じて開く。

第14条 経費

本会の経費は会費及び寄付金、助成金などをもって充てる。

本会の会費は、年額500円とし、入会と同時に納入する事を原則とする。

第15条 年度

事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 規約改正

本規約の改正は総会において、出席者の過半数の同意を得て決定する。

付 則

昭和	36年	7月27日	制定
昭和	40年	4月28日	改正
昭和	45年	4月27日	改正
昭和	53年	5月4日	改正
昭和	59年	4月1日	改正
平成	15年	5月26日	改正
平成	18年	5月24日	改正
平成	21年	5月20日	改正
平成	25年	5月17日	改正